

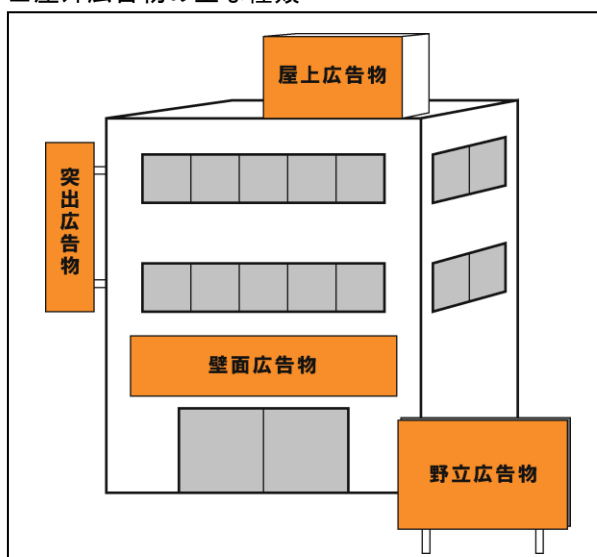
第4章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

1. 規制・誘導に関する基本的考え方

屋外広告物は、情報の伝達手段として一定の役割を果たしています。一方で、屋外広告物が無秩序に設置されることで、落ち着いたある町並みや自然景観を阻害する可能性があります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、本計画における景観形成の方針を十分踏まえるとともに、広告塔（野立広告物）など工作物に分類される屋外広告物については、「第3章 建築・開発行為等の制限に関する事項」に定める基準に基づき、規制誘導を図ることとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、色彩、掲出方法等に関わる制限については、岐阜県の定める「岐阜県屋外広告物条例」に準じて規制・誘導を図っており、引き続き同条例により適切な規制誘導を図るとともに、別途「郡上市屋外広告物条例」の制定に向けた検討を進めることとします。

■屋外広告物の主な種類



2. 表示・掲出にあたっての配慮事項

屋外広告物の表示・掲出にあたっては、特に以下の事項に配慮することとします。

配慮事項	
設置場所・デザイン等	周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置する。
	必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。
	建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化する。
	容易に腐朽または破損しない構造とする。
	広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮する。
	市街地の美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないよう配慮する。
	建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、素材、色彩、意匠とする。
色彩等	全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。
	蛍光塗料の使用は避ける。
	彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の景観と調和した色調とする。（彩度8以下を目安とする）
	農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、落ち着いた色彩とする。
	電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼間においても景観を損なわないものとする。